

北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例施行規程

〔平成22年3月4日〕
〔企業管理規程第16号〕

改正 平成25年10月1日 企業管理規程第31号
平成27年10月5日 企業管理規程第6号
平成28年2月19日 企業管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第8条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号のとおりとする。

(委託等に伴う契約等)

第3条 条例第13条第1項の規定により実施機関以外のものと契約等を締結する場合において、当該契約書等に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 秘密の保持に関する事項
- (2) 第三者への委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 立入検査の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関して実施機関以外のものが負うべき義務に関する必要な事項
- (8) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(個人情報の開示請求書等)

第4条 条例第14条第1項に規定する請求は、個人情報開示請求書（様式第2号）により行う。

2 条例第16条第1項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定を行った場合 個人情報開示決定通知書
(様式第3号)
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定を行った場合 個人情報部分開示
決定通知書(様式第4号)
 - (3) 個人情報を開示しない旨の決定を行った場合 個人情報非開示決定通
知書(様式第5号)
- 3 条例第16条第3項に規定する通知は、個人情報開示決定期間延長通知書
(様式第6号)により行う。
(本人確認に必要な書類等)

第5条 条例第15条第2項(条例第23条第3項及び第28条第2項におい
て準用する場合を含む。)及び第20条第3項に規定する個人情報の本人であ
ることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、運転免許証、
旅券その他これに類するものとして企業長が認める書類とする。

- 2 代理人が本人に代わって個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求
をするときは、当該本人の代理人であることを確認するため、前項に規定す
る書類のほか、代理権を有することを証する書類を提出又は提示しなければ
ならない。
- 3 代理人が本人に代わって個人情報の開示を受けるときは、前2項に規定す
る書類を提出又は提示しなければならない。
- 4 代理人がその資格を喪失したときは、直ちにその旨を書面により企業長に
届け出なければならない。

(開示の実施等)

第6条 条例第16条第1項の規定により、個人情報を開示する旨の決定又は
個人情報の一部を開示する旨の決定の通知を受けた者は、企業長が指定する
日時及び場所において当該決定に係る個人情報が文書、図画又は写真に記録
されているときは、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されてい
るときは、次項又は第3項の方法により開示を受けなければならない。

2 条例第20条第2項に規定する企業管理規程で定める方法は、次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テー
プ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の
方法
- (2) 当該電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されて
いる場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の
方法

- 3 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。
- 4 第1項の規定により、個人情報を読覧又は視聴する者は、当該個人情報を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。
- 5 企業長は、第1項の規定により当該個人情報を読覧又は視聴する者が、当該個人情報を汚損し、又は破損すると認められるときは、当該個人情報の読覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。
- 6 第1項の規定により個人情報の写し又は複製物を交付する場合の部数は、請求のあった個人情報1件につき1部とする。

(写しの作成等に要する費用)

第7条 条例第21条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づいて算出した額の合計額を加えた額とする。別表を次のように改める。

- 2 前項の費用は、あらかじめ納付しなければならない。
- 3 企業長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の費用を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の訂正請求書等)

第8条 条例第22条第1項に規定する請求は、個人情報訂正請求書（様式第7号）により行う。

- 2 条例第25条第1項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

(1) 個人情報を訂正する旨の決定を行った場合 個人情報訂正決定通知書（様式第8号）

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定を行った場合 個人情報部分訂正決定通知書（様式第9号）

(3) 個人情報を訂正しない旨の決定を行った場合 個人情報非訂正決定通知書（様式第10号）

- 3 条例第25条第2項に規定する通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書（様式第11号）により行う。

(個人情報の利用停止請求書等)

第9条 条例第27条第1項に規定する請求は、個人情報利用停止請求書（様式第12号）により行う。

2 条例第30条第1項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

(1) 個人情報を利用停止する旨の決定を行った場合 個人情報利用停止決定通知書（様式第13号）

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定を行った場合 個人情報利用部分停止決定通知書（様式第14号）

(3) 個人情報を利用停止しない旨の決定を行った場合 個人情報利用非停止決定通知書（様式第15号）

3 条例第30条第2項に規定する通知は、個人情報利用停止決定期間延長通知書（様式第16号）により行う。

（視力障害者等に対する特例）

第10条 個人情報の開示に際し、請求者が視力障害者等の場合、朗読等の代替措置をもって閲覧に代えることができる。

（運用状況の公表）

第11条 条例第36条の規定による条例の運用状況の公表は、北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）の規定の例によるほか、企業長が適当と認める方法により行うものとする。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

附 則（平成25年10月1日企業団規程第31号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月5日企業団規程第6号）

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年2月19日企業団規程第2号）

この規程は、平成28年2月19日から施行する。

別表（第7条関係）

公文書の種別	交付する写し 又は複製物	金額
1 文書、図面及び 写真	複写機により複写したもの (日本工業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	1枚につき10円(多色 刷りにあつては、50 円)
2 電磁的記録	(1) ビデオカセットテープ に複製したもの	1巻につき200円
	(2) 録音カセットテープに 複製したもの	1巻につき150円
	(3) フロッピーディスクに 複製したもの	1枚につき30円
	(4) コンパクトディスクに 複製したもの	1枚につき2,500円
	(5) 画像データをフィルム に複製したもの	1枚につき半切判81 0円、B4判530円
3 1及び2以外の の公文書	公文書の性質に応じ作成し た写し又は複製物	当該写し又は複製物の 作成に要する費用に相 当する額

備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者が当該写しの送付を希望するときは、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。